

23文科高第385号
平成23年7月11日

各 都 道 府 県 知 事
文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長
河 村 潤 子

(印影印刷)

学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の
導入等の税制改正について（通知）

このたび、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）及び現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）が公布され、学校法人に対する個人からの寄附の税額控除の導入、地方住民税における寄附金税額控除の適用下限額の引下げ及び学校法人への寄附を目的とする信託財産から生じる利子の非課税が実施されることとなりました（施行期日：平成23年6月30日）。

改正の内容は下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

昨今、学生数の減少など私学を取り巻く環境が厳しさを増す中で、各学校法人には経営基盤の強化が喫緊の課題とされており、寄附金の受入れはそのための有効な手段の一つとなるものです。近年においても、日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄附金制度に係る審査手続き等の大幅な簡素化、法人税に係る寄附金の損金算入限度額の引上げ等、学校法人への寄附を促進するための様々な税制上の優遇措置が整備されてきました。

今般の改正は、学校法人等をはじめ、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援し、「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向けて、寄附税制を大幅に拡充したものです（別添1）。特に、個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の導入は、個人の寄附者にとっては、従来よりも大きな控除効果が見込まれます。また、学校法人への寄附を目的とした信託財産から生じる利子の非課税が導入されるとともに、地方住民税においても、地方公共団体の条例により指定された寄附金に係る寄附金税額控除の適用下限額が引き下げられるなど、従来よりも幅広い市民から寄附を集めることが可能となり、学校法人の財政基盤の強化に資するものであると考えられます。

文部科学大臣所轄各学校法人におかれましては、これらの諸制度を活用して寄附金の募集を行うなどにより、経営基盤の強化に努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、所轄の学校法人が、これらの諸制度を活用して寄附金の募集を行うなどにより、経営基盤の強化に努めていくよう、その旨の周知をお願いいたします。また、平成20年7月10日付け20文科高第297号でもお願いしているところですが、地方住民税における寄附金税額控除について、学校法人に対する寄附金を指定の対象に加えていただけるように、御検討いただくとともに、各都道府県内の市町村に対しても、学校法人に対する寄附金を指定の対象に加えていただけるよう適宜御検討くださるよう周知をお願いいたします。

記

1. 学校法人に対する個人からの寄附の所得税に係る税額控除の導入（租税特別措置法第41条の18の3の関係）

今般の改正により、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に定める要件（別添2）を満たすものとして、所轄庁の証明を受けた学校法人については、個人からの寄附金額が適用下限額の2,000円を超える場合には、その下限額を超える額の40%に相当する額を所得税額から控除する制度が導入されました。なお、当該寄附者のその年分の所得税の額の25%に相当する額が控除額の上限となります。本改正の内容は、平成23年1月1日以後に支出する寄附金について適用されます。寄附者においては、従来から措置されている所得控除制度※1と今回措置された本制度の税額控除の内、いずれか一方の制度を選択し適用を受けることとなります。

なお、本制度の適用に当たっては、あらかじめ学校法人が所轄庁から上記の要件を満たすものとして証明を受ける必要がありますが、これに係る申請の手続きや申請書類等については、後日、文部科学省から連絡する予定です。

2. 地方住民税における寄附金税額控除の適用下限額の引下げ（地方税法第37条の2、第314条の7の関係）

今般の改正により、学校法人に対する個人からの寄附の地方住民税における税額控除について、従来の制度※2の適用下限額である5,000円が2,000円に引き下げられ、2,000円を超える寄附については、住民税における寄附金控除を受けられることとなりました。本制度は、平成23年1月1日以後に支出する寄附金について適用されます。

3. 学校法人への寄附を目的とする信託財産から生じる利子の非課税（租税特別措置法第4条の5関係）

学校法人、公益社団・財団法人等の非営利団体に対し、寄附することを目的として、一定の要件※³を満たす信託業務を営む金融機関等との契約（特定信託契約）に基づき設定された信託の信託財産につき生じる利子等については、所得税を課さないこととする制度が創設されました。本制度については、平成23年6月30日以後に締結する特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる利子等について、適用されます。

これにより、寄附者においては、学校法人を寄附先として指定した信託財産から一定の金銭交付を受けながら、計画的な寄附を行う場合等において、利子等非課税のメリットが得られることとなります。

- ※1 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条では、個人が支出した学校法人を含む公益法人等に対する寄附金について、一定の控除枠内で、当該寄附金額に応じた控除を認めることとしており、寄附金額が、同条第1項第2号で定める下限額を超える場合には、総所得等の40%に相当する額を上限として、その超える額を課税所得から控除することとしています。
- ※2 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7では、個人が支出した学校法人を含む公益法人等に対する寄附金について、一定の控除枠内で、当該寄附金額に応じた控除を認めることとしており、寄附金額が、適用下限額である5,000円を超える場合には、総所得等の30%に相当する額を上限として、その超える額の6%、4%に相当する額をそれぞれ都道府県民税額、市町村民税額から控除することとしています。
- ※3 一定の要件
 - ・信託期間終了まで、信託銀行等は指定された非営利団体及び寄附者に各年均等に金銭を公布
 - ・非営利団体への寄附割合は最低7割
 - ・信託期間終了前に寄附者が死亡した場合には、信託は終了し、信託財産の全額を非営利団体に寄附する 等

担当 高等教育局 私学部 私学行政課 法規係
電話 03-5253-4111（内線2532）

(別紙1)

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための
所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)(抜粋)

(租税特別措置法の一部改正)

第十七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
(中略)

第四条の四の次に次の一条を加える。

(特定寄附信託の利子所得の非課税)

第四条の五 特定寄附信託契約に基づき設定された信託(以下この条において「特定寄附信託」という。)の信託財産につき生じる公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配(公社債の利子又は貸付信託の収益の分配にあつては、当該公社債又は貸付信託の受益権が社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、当該公社債又は貸付信託の受益権が当該信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。第三項及び第五項において「利子等」という。)については、所得税を課さない。

2 前項に規定する特定寄附信託契約とは、居住者が、信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたもの)に限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)との間で締結した当該居住者を受益者とする信託契約で、当該信託財産を所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄付金(同条第三項の規定又は第四十一条の十八の二第一項の規定により特定寄付金とみなされたものを含む。)のうち民間の団体が行う公益を目的とする事業に資するものとして政令で定めるもの(第五項において「対象特定寄付金」という。)として支出することを主たる目的とすることその他計画的な寄附が適正に実施されるための要件として政令で定める要件が定められているものをいう。

3 7 略

(中略)

第四十一条の十八条の二及び第四十一条の十八の三を次のように改める。

(認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)

第四十一条の十八の三

略

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十八の三 個人が支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金のうち、次に掲げる法人(その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。)に対するもの(同

条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「税額控除対象寄附金」という。）については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額（その年中に支出した特定寄附金等の金額（同条第二項に規定する特定寄付金の額及び同条第三項の規定又は第四十一条の十八第一項若しくは前条第一項の規定により当該特定寄付金とみなされたものの額並びに次条第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が当該個人その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から所得控除対象寄附金の額（当該特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）を控除した残額）が二千元（その年中に支出した当該所得控除対象寄附金の額がある場合には、二千元から当該所得控除対象寄附金の額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

一 略

二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人

三及び四 略

25 略

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（後略）

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二十三条 別段の定めがあるものを除き、第十七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経過措置）

第二十四条 新租税特別措置法第四条の五の規定は、居住者が施行日以後に締結する同条第二項に規定する特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる同条第一項に規定する利子等について適用する。

租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）（抜粋）

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第二十六条の二十八の二 法第四十一条の十八の三第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 法第四十一条の十八の三第一項第二号に掲げる法人 次に掲げる要件

イ 略

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(一) 略

(二) 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程

(三) 寄附金に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類

(四) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ハ 財務省令で定めるところにより、実績判定期間の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）を作成し、これを保存していること。

二 法第四十一条の十八の三第一項第二号に掲げる法人 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(一) 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額（学校の入学に関する寄附金の額を除く。）の占める割合が五分の一以上であること。

(二) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であること。

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(一) 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十条第一項に規定する寄附行為、同法第三十五条第一項に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿並びに同法第四十七条第二項に規定する財産目録等

(二) 前号ロ(二)から(七)までに掲げる書類

ハ 前号ハに掲げる要件

三及び四 略

2 当該法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第一号イ(二)、第二号イ(二)、第三号イ(二)又は第四号イ(二)に規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち寄附金収入金額（同項第二号に掲げる法人にあつては、学校の入学に関する寄附金の額を除く。以下この項において同じ。）に達するまでの金額は、当該寄附金収入金額に加算することができるものとする。この場合において、当該国の補助金等の金額は、経常収入金額に含めるものとする。

3 前二項に規定する実績判定期間とは、当該法人の直前に終了した事業年度終了の日以前五年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいい、第一項に規定する判定基準寄附者とは、当該法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らかな寄附金に限るものとし、学校の入学に関するものを除く。以下この項において同じ。）の額（当該同一の者が個人である場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が三千元以上である場合の当該同一の者（当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）をいう。

4 及び 5 略

租税特別措置法施行規則（昭和三十三年政令大蔵省令第十五号）（抜粋）

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の四 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ（二）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 及び 二 略

三 社員（中略）及び役員と親族関係を有する者（当該役員の配偶者及び三親等以内の親族をいう。以下この条において同じ。）並びに役員と特殊の関係のある者（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の数が二十人以上であること。

イ 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者と親族関係を有する者でこれらの者と生計を一にしているもの

2 及び 5 略

6 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を（中略）私立学校法第四十七条第二項（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、（中略）の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

7 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ（三）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 寄附者（役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

二 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

8 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ハに規定する寄附者名簿は、各事業年

度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存し
なければならぬ。

9 施行令第二十六条の二十八の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、寄附者
の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地とする。

10 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告
書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次に掲げる書類を添
付しなければならない。

一 その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住
所の記載があるものに限る。）

イ その寄附金の額

ロ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

ハ その寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨

ニ その寄附金を受領した法人の名称

二（前略）私立学校法第四条（中略）に規定する所轄庁（中略）の当該法人が施行
令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する
書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとし
て当該法人から交付を受けたもの

(別紙2)

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための
地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)(抜粋)

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第三十七条の二第二項中「五千元」を「二千元」に改め、同条に次の三項を加える。

3 3 略

(中略)

第三百十四条の七第二項中「五千元」を「二千元」に改め、同条に次の三項を加える。

3 3 略

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第三十七条の二第一項及び第二項(中略)の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金について適用する。
2 3 略

第六条 新法第三百十四条の七第一項及び第二項(中略)の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新法第三百十四条の七第一項各号に掲げる寄附金について適用する。
2 3 略

(参考) 改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(抜粋)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千元を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一及び二 略

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄

附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの

四 略

255 略

（寄附金税額控除）

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一及び二 略

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

四 略

255 略